

第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会

第 4 回常任委員会



国民スポーツ大会



全国障害者スポーツ大会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

群馬県準備委員会

第 4 回常任委員会 資料目次

○第 1 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程の改正(案)	1
---	---

○第 2 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 会場地市町村三次選定(案)	5
------------------------------	---

○第 3 号議案

第 28 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針(案)	7
-----------------------------------	---

○第 4 号議案

第 28 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準(案)	8
---------------------------------	---

○第 5 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針(案)	9
--	---

○第 6 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針(案)	11
--	----

○第 7 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画(案)	12
--	----

○第 8 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針(案)	13
----------------------------	----

○第 9 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 実施予定競技選択基本方針(案)	14
--------------------------------	----

○第 10 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針(案)	15
------------------------------	----

○第 11 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポーツ実施基本方針(案)	16
--	----

○第 12 号議案

第 83 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針(案)	17
------------------------------	----

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会専門委員会規程

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容
別紙のとおり

2 改正の理由

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、今後も不測の事態等により専門委員会を招集することが困難な場合が想定されることから、新たに書面表決に関する規定を設けるもの。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が災害、疫病その他の事由により委員を招集することが困難であると認めた場合には、書面により委員会の議案を決し、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
 - (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
 - (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
 - (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
 - (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
 - (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月4日から施行する。

附則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項		委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務 分担及び経費負担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 他の専門委員会に属さない 事項に関する こと。
施設・競技 専門委員会	施設 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設 の基本的事項に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連 施設の基本的事項に 関すること。 3 情報通信施設の基本的 事項に関する こと。 4 その他施設に係る重要 事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の 調査、調整等に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連 施設の調査、調整等に関する こと。 3 情報通信施設の調査、調整 等に関する こと。 4 その他施設の調査、調整等 に関する こと。
	競技 関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的 事項に関する こと。 2 競技役員等の養成・編 成の基本的事項に 関すること。 3 その他競技運営に係る 重要事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の調査、調整等 に関する こと。 2 競技役員等の養成・編成の 推進に関する こと。 3 その他競技運営に関する こと。
広報・県民 運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に 関すること。 2 県民運動の基本的 事項に 関すること。 3 その他広報及び県民運 動に係る重要な 事項に 関すること。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関する こと。 2 県民運動の推進に 関すること。 3 大会愛称・スローガン、マ スコット等に関する こと。 4 その他広報及び県民運 動に係る事項に 関すること。

第83回国民スポーツ大会 会場地市町村三次選定について

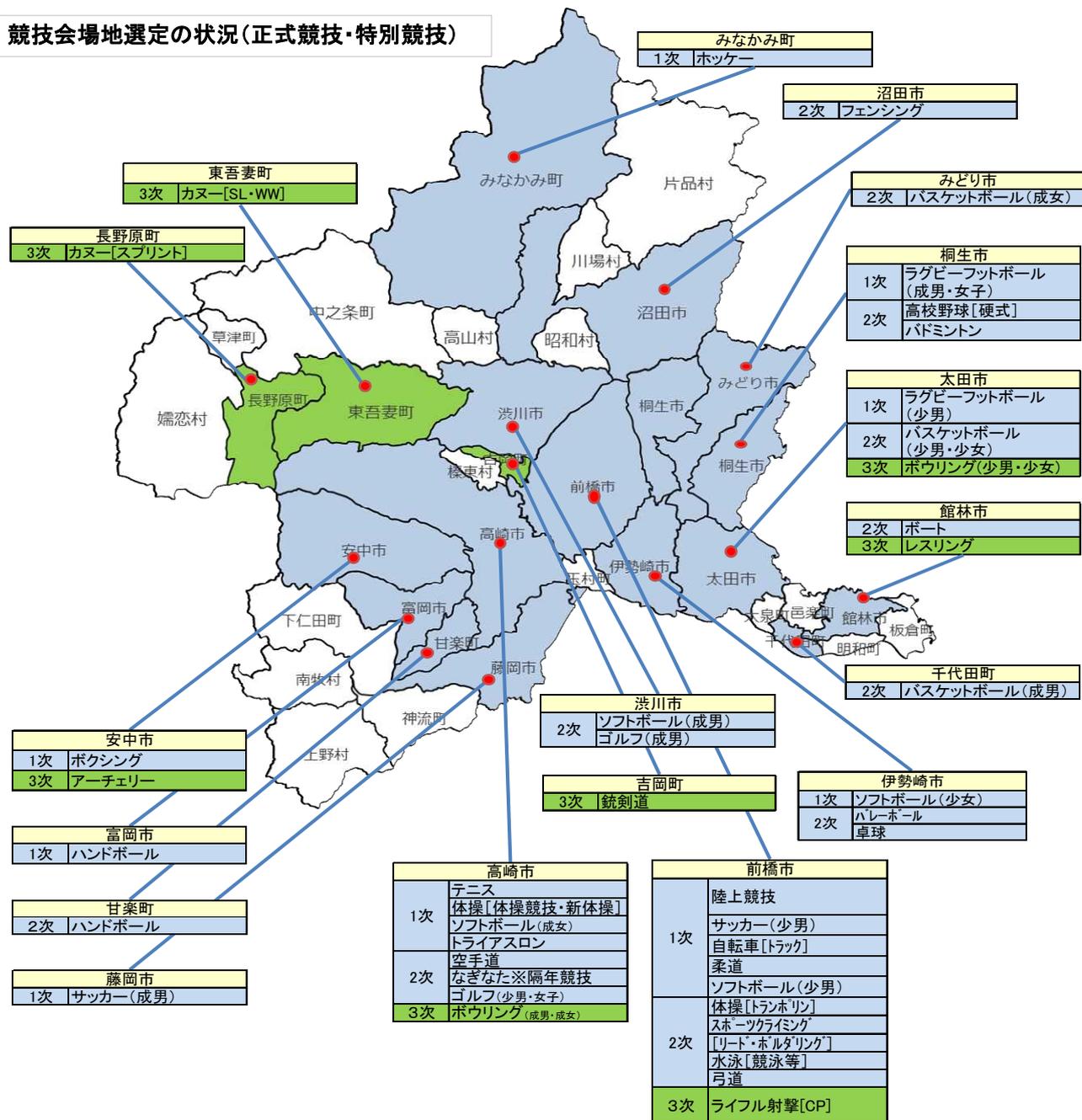
【市町村別】

No.	市町村名	競技・種目名		種別	開催予定施設
1	前橋市	ライフル 射撃	センター・ファイア・ ピストル	全種別	群馬県警察学校射撃場
2	高崎市	ボウリング		成年男女	パークレーン高崎
3	太田市	ボウリング		少年男女	ドリームスタジアム太田
4	館林市	レスリング		全種別	ダノン城沼アリーナ
5	安中市	アーチェリー		全種別	西毛総合運動公園陸上競技場
6	長野原町	カヌー	スプリント	全種別	八ッ場ダム特設カヌー競技場
7	東吾妻町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	吾妻川特設カヌー場
8	吉岡町	銃剣道		全種別	吉岡町立吉岡中学校体育館

【競技別】

No.	競技団体		種別	市町村名	競技会場候補
1	ライフル 射撃	センター・ファイア・ ピストル	全種別	前橋市	群馬県警察学校射撃場
2	ボウリング		成年男女	高崎市	パークレーン高崎
			少年男女	太田市	ドリームスタジアム太田
3	レスリング		全種別	館林市	ダノン城沼アリーナ
4	アーチェリー		全種別	安中市	西毛総合運動公園陸上競技場
5	カヌー	スプリント	全種別	長野原町	八ッ場ダム特設カヌー競技場
		スラローム ワイルドウォーター	全種別	東吾妻町	吾妻川特設カヌー場
6	銃剣道		全種別	吉岡町	吉岡町立吉岡中学校体育館

競技会場地選定の状況(正式競技・特別競技)



未選定調整中競技 4次(2月予定)	
馬術※隔年競技	相撲
ソフトテニス	軟式野球
剣道	セーリング
ウエイトリフティング	クレール射撃

一部未選定競技	
水泳[OWS]	
サッカー(残3試合場)	
バレーボール(残4試合場)	
ビーチバレーボール	
自転車[ロード]	
ライフル射撃[ビームライフル他]	
高校野球[軟式]	

第28回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第28回全国障害者スポーツ大会における会場地は、大会の趣旨及び第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催規程第6条及び全国障害者スポーツ大会開催基準要綱5（5）に基づき、原則として第83回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。
- 2 県内それぞれの地域に根ざしたスポーツの振興を図るとともに、障害者スポーツの普及・推進に向けた全県的な機運醸成のため、地域バランスに配慮して選定する。
- 3 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 4 バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮されていることを前提としつつ、既存施設を最大限に活用する。

【参考】

○全国障害者スポーツ大会開催規程 第6条

(厚生労働省告示第385号 H13.12.18)

全国障害者スポーツ大会は、原則として、秋季国民体育大会の会場を使用するものとする

○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

(平成12年1月日本障がい者スポーツ協会制定)

5. 大会開催の基本方針

(5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

第28回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第28回全国障害者スポーツ大会における会場地は、第28回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、オープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断、評価のもと選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 原則として、第83回国民スポーツ大会で使用する競技会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (4) 競技施設は、原則として「国民体育大会開催基準要項細則(公益財団法人日本スポーツ協会)」で定める施設基準を満たすものであるとともに、ユニバーサルデザイン等に配慮されたものであること、また、施設の整備に当たっては、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会競技施設整備基本方針」に基づき実施するものであること。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設(観客席、駐車場、練習会場等)の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な体制が整えられること。
- (6) 選手・役員への輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- (7) 大会開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ推進に積極的に取り組む意欲を有すること。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

競技役員等編成基本方針（案）

第 83 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び「同細則」並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、施設・競技専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。
全スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場市町村及び競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。
- (2) 競技役員等の編成は、それぞれの大会において 1 人 1 競技を原則として、本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）
競技補助員	競技役員等の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者をもって編成する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、群馬県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員 ・ 運営員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場管理 等
競技補助員		競技役員の業務補助

② 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技会係員		統括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員		競技会係員の業務補助

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

競技役員等養成基本方針（案）

第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化に繋げるために次の方針に基づき競技役員等養成基本計画を策定し、計画的に推進する。

- 1 競技役員等は、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、それぞれの大会において1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村及び競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得、資格の維持及び資質の向上が重要となることから、各競技団体で年次別養成計画を策定し、養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において確保できるよう、養成する。

第 83 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針（案）

第 83 回国民スポーツ大会の競技運営については、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日ス協」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施競技

国民スポーツ大会の実施競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び特別競技とする。

2 競技運営の主管

正式競技、公開競技及び特別競技の運営は、日ス協加盟の各競技団体及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

3 競技役員等の編成

正式競技及び特別競技は、日ス協の定める「競技役員編成基準」及び「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき、県が競技役員等を編成するものとする。

公開競技は、日ス協加盟の各競技団体の責任において編成するものとする。

デモンストレーションスポーツは、主管する競技団体等の責任において編成するものとする。

4 競技用具の整備

競技用具は、「第 83 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針」に基づき、県、会場地市町村において計画的に整備するものとする。

5 記録業務

競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

6 その他

その他、競技運営の諸企画及び実施にあたっては、競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第83回国民スポーツ大会 実施予定競技選択基本方針（案）

第83回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における実施予定競技は、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日ス協」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」による競技で、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 公開競技は、日ス協の定める「国民体育大会公開競技実施基準」による競技で、競技団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 3 デモンストレーションスポーツは、日ス協の定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」による競技で、正式競技及び公開競技以外の競技のうち、原則として県ス協に加盟している競技団体又は県ス協が推薦するスポーツレクリエーション団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 4 特別競技は、日ス協の定めた競技とする。

第 83 回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針（案）

第 83 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民体育大会公開競技実施基準」並びに「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- （1）大会を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツの実現を推進する。
- （2）県民が多くのスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会実施競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- （1）競技を実施することにより、大会終了後においても県内での競技の普及・振興が推進されること。
- （2）県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- （3）中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

競技会場地は、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- （1）市町村と競技団体の意向が合致すること。
- （2）実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- （3）実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期および期間

- （1）実施方法及びその他の必要な事項は、当該競技団体が定めるものとする。
- （2）実施時期は、大会開催年度の 4 月 1 日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- （3）実施期間は、4 日間を上限とする。

5 業務分担および経費負担

- （1）競技会の準備及び開催運営に係る業務（競技用具の確保、宿舍の手配、参加受付等、その他全般）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については当該中央競技団体の負担とする。
- （2）参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については原則として、競技会参加者の自己負担とする。

第 83 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施基本方針（案）

第 83 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日ス協」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目標

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けることで、県民がスポーツの持つ楽しさや感動を享受できる大会を目指す。
- (2) 県民が様々な形でデモスポに参加することで、健康増進や体力向上への関心を高め、生涯を通じた幅広いスポーツ活動を行う契機とする。
- (3) デモスポを通じて、地域スポーツの普及・振興を推進するとともに、世代間や地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場の選定

会場地は、「第 83 回国民スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体等の意向が合致していること。
- (2) 実施する競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- (3) 実施する競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、当該競技団体が定めるものとする。
- (2) 実施期間は大会開催年度の 4 月 1 日から閉会までの期間とし、日ス協が定めた上記関係要項等により実施期間の上限や実施できない日等の規定を設けている場合は、それらを適用するものとする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は「第 83 回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」の定めるところによる。

第 83 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針（案）

第 83 回国民スポーツ大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。

1 整備の主体

第 83 回国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技用具の整備は、「第 83 回国民スポーツ大会県及び会場市町村の業務分担・経費負担基本方針」及び「同細目」並びに別に定める「競技用具整備計画」に基づき、県及び会場地市町村が行うものとする。

公開競技及びデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等において行うものとする。

2 整備方法

- (1) 競技用具は、原則として県及び会場地市町村並びに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。
- (2) 競技用具の整備は、県と会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体等と連携して行うものとする。

3 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を超えて整備しなければならないものについては、別途協議を行うものとする。

4 保管・利活用

購入する競技用具の保管並びに大会後の利活用等については、県及び会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。